

第 16 号議案

滋賀県社会教育委員の選任について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の規定に基づき、滋賀県社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和 6 年 6 月 10 日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

別紙

滋賀県社会教育委員 新委員名簿

○任期：令和6年7月2日～令和8年7月1日

区 分	氏 名	所 属 等
学校教育	なかきた たかなお 中北 隆尚	長浜市立余呉小中学校長
	みのうら ひろき 箕浦 博樹	滋賀県立八幡高等学校長
社会教育	かわばた まこと 川端 一	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長
	たちばな まどか 橋 円	滋賀県P T A連絡協議会顧問
	ふじわら あさみ 藤原 麻美	元日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会顧問
	もり さえこ 森 佐江子	長浜市立図書館長
家庭教育	ひらまつ しげみ 平松 成美	N P O法人絵本による街づくりの会代表
	そわなか ようこ 岨中 庸子	竜王町教育委員会事務局学校教育課 スクールソーシャルワーカー
学識経験者	うちやま じゅんこ 内山 淳子	佛教大学 非常勤講師
	うえだ ようへい 上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター 特任講師
	すみで よしたか 角出 好隆	公益社団法人滋賀県人権教育研究会会長 甲賀市立小原小学校長
	なかむら かずひこ 中村 一彦	フジノ食品株式会社 常務取締役
	たかはし ひろかず 高橋 宏和	滋賀県社会福祉協議会
公 募	うめむら りょうすけ 梅村 亮介	公募による委員
	ふくい みくむ 福井 心空夢	公募による委員

新旧対照表 滋賀県社会教育委員

任期	旧(令和4年7月2日~令和6年7月1日)		新(令和6年7月2日~令和8年7月1日)	
区分	氏名	所属等	氏名	所属等
学校教育	(滋任教代表と兼ねる)		(滋任教代表と兼ねる)	
	じょう たかし 城 敬	湖南市立甲西北中学校長	なかきた たかなお 中北 隆尚	長浜市立余呉小中学校長
	なかざわ しげゆき 中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校・高等養護学校長	みのうら ひろき 箕浦 博樹	滋賀県立八幡高等学校長
社会教育	かわばた まこと 川端 一	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長	かわばた まこと 川端 一	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長
	たちばな まどか 橘 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問	たちばな まどか 橘 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問
	ふじわら あさみ 藤原 麻美	元日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会顧問	ふじわら あさみ 藤原 麻美	元日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会顧問
	はせがわ つよし 長谷川 毅	日野町立図書館長	もり さえこ 森 佐江子	長浜市立図書館長
家庭教育	みやもと まり 宮本 麻里	合同会社LOCO代表 子育て応援カフェLOCO代表	ひらまつ しげみ 平松 成美	NPO法人絵本による街づくりの会代表
	よしだ しょうこ 吉田 尚子	暮らし育て組代表	そわなか ようこ 岨中 庸子	竜王町教育委員会事務局学校教育課 スクールソーシャルワーカー
学識経験者	うちやま じゅんこ 内山 淳子	佛教大学教育学部 非常勤講師	うちやま じゅんこ 内山 淳子	佛教大学 非常勤講師
	かない ふみひろ 金井 文宏	立命館大学稲盛経営哲学研究センター 客員教授	うえだ ようへい 上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター 特任講師
	むらい こういちろう 村井 孝一郎	公益社団法人滋賀県人権教育研究会会長 近江八幡市立武佐小学校長	すみで よしたか 角出 好隆	公益社団法人滋賀県人権教育研究会会長 甲賀市立小原小学校長
	ひらお たかこ 平尾 香子	滋賀ダイハツ販売株式会社取締役	なかむら かずひこ 中村 一彦	フジノ食品株式会社 常務取締役
	かとう よしあき 加藤 芳顕	県社会福祉協議会	たかはし ひろかず 高橋 宏和	滋賀県社会福祉協議会
公 募	しまむら こうへい 島村 恒平	公募による委員	うめむら りょうすけ 梅村 亮介	公募による委員
			ふくい みくむ 福井 心空夢	公募による委員

◇社会教育法（一部抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

◇滋賀県社会教育委員条例

滋賀県社会教育委員の定数、任期等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第58号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数等）

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。